

都留市役所から、  
さまざまな生活情報をお伝えするコーナーです。

## Clip!

### はっらつ健康ポイント手帳に貯めたポイント交換のお知らせ!

問合せ先：長寿介護課 地域包括支援センター ☎(46)5114

都留市はっらつ  
健康ポイント手帳

65歳以上の方限定!

ポイント貯めて  
健康と満点カードを手に入れよう!!



対象：65歳以上の都留市在住者  
キャンペーン期間：平成28年5月～平成29年3月まで



つるポイントカード店会

いつまでも元気で暮らすため、健康的な生活習慣を身に付けるきっかけづくりを目的に、平成28年5月から『都留市高齢者健康ポイント制度』がスタートしました。

この制度は、65歳以上の方が食事や運動を中心とした生活習慣の改善に取り組んだり、健診受診や市が行う健康イベントなどに参加したりすることで、つるポイントカード(満点カード)『わくわくカード』にポイントが貯められる制度です。

今年度健康ポイント制度に参加された方を対象に下表のとおり地域を巡回してポイントの交換をおこないますので、お近くの会場にお越しください。なお、居場所サロンなどで地域の方が集まる機会がある場合は別途相談してください。

#### 健康ポイント交換巡回日程表

月日	時間	場所
2月20日(月)	13時～14時30分	東桂コミュニティセンター
2月21日(火)		禾生コミュニティセンター
2月22日(水)		宝コミュニティセンター
2月23日(木)		盛里コミュニティセンター
2月24日(金)		まちづくり交流センター

※各地域へ巡回しているときはいきいきプラザ都留でのポイント交換はできませんので注意してください。

ポイント交換される方は、ポイント手帳とわくわくカードを持参してください。わくわくカードをお持ちでない場合は当日発行します。

## Clip!

### 認知症サポーター養成講座を開催します!

申込・問合せ先：長寿介護課 地域包括支援センター ☎(46)5114

**費用** 無料  
※地域のみならず身近な場所で講座を受けたい、職場や趣味の仲間の集まりなどで開催してほしい場合は10人以上集まれば『ふれあい講座』で出張しますので、ご相談ください。

**対象** 主に市内に在住の人

**場所** いきいきプラザ都留 2階機能訓練室

**講座内容** 認知症の診断・治療・予防及び対応などを具体的例を示しながら分かりやすく説明します。講師はキャラバンメイトが行います。(所要時間90分)

**受講日** 2月22日(水)  
18時30分～20時

まずはあなたが理解者になろう!



オレンジリングはサポーターの証

**認知症サポーターとは?**  
講座を受けた人を認知症サポーターと呼びます。認知症を正しく理解し、偏見を持たず、認知症の人や家族を温かく見守る応援者のことです。本市には現在3,635人います。サポーターには証であるオレンジリングが渡されます。

**認知症サポーターの役割**  
①認知症という病気を正しく知る病気を理解することによってその人への支援を考えられる  
②自分達の問題であるという認識を持つ  
認知症を身近な問題として受け止め、自分達にもいつ起こるかわからないと理解してください。  
③地域の中で見守る、支える地域でどんなことが出来るか考えていく。

## Clip!

### パブリックコメントを実施します!

問合せ先：記事内をご覧ください

#### 施策等の案を立案する際に整理した論点

- ①人口減対策、少子化対策における、医療分野での役割
- ②地域医療構想を踏まえた役割の明確化や地域包括ケアシステムの構築に向けて果たすべき役割の明確化
- ③経営の効率化
- ④再編ネットワーク化

公立病院は、地域における基幹的な公的医療機関として地域医療のため重要な役割を果たしていますが、医療提供体制の維持がきわめて厳しい状況になっています。

本市も公立病院改革ガイドラインに基づき、都留市立病院改革プランを策定し、病院改革に取り組んできたところですが、国から新公立病院改革ガイドラインが示されたことから、新たに改革プランを策定し、病院事業経営の改革に総合的に取り組んでいきます。

#### 新都留市立病院改革プラン(案)

【募集期間】  
2月1日(水)～2月21日(火)

#### 【問合せ及び意見等の提出先】

次のいずれかの方法によりご意見をお寄せください。

■直接提出

■郵送 〒402-0056 都留市つる五丁目1番55号 都留市立病院事務局行

■FAX (45)2467 ※送付書を添付してください

■Eメール

byouin@city.tsuru.lg.jp

※様式は自由ですが、住所、氏名及び連絡先は必ず記入してください。記入がない場合は受付できません。

#### 【公開する施策の入手方法】

■市ホームページ

■閲覧場所  
月～金曜日(祝日は除く)  
都留市立病院

■市役所(総務課 法制広報担当)  
いきいきプラザ都留

■各地域コミュニティセンター  
※閲覧時間は17時15分まで

■火～日曜日(祝日は除く。月曜日が祝日の場合は翌日の火曜日も休館)

■市立図書館

■市立図書館  
※閲覧時間は火～木曜日は19時まで、その他は17時15分まで

## Clip!

### 都留市避難所運営リーダー養成講座受講者募集!

申込・問合せ先：総務課 危機管理担当 直通 ☎(46)0111

近年、全国各地で大規模地震が発生し、多数の被災者が長期にわたる避難所生活を余儀なくされている状況であります。本市の避難所運営は、市民の皆さんで協力体制をとり、地域住民の『自助・共助』の精神に基づいた運営をしていくこととしています。

そこで、地域防災の担い手となるリーダーを育成し、避難所運営などの知識・技能を習得することを目的に『都留市避難所運営リーダー』養成講座を開催します。

#### 避難所運営リーダーの認定とは?

受講修了者に対し、市が『都留市避難所運営リーダー』として認定し、平常時からの避難所運営訓練や災害発生時の避難所運営に参加・協力をしていただきます。

**日時** 3月12日(日)  
13時～17時

**場所** 市役所3階大会議室

**受講要件** 養成講座受講後、市指定避難所や地域の一時避難所での運営に継続して参加していただける方

#### 講座内容

- ①講義(避難所運営に関する事例と解説)
- ②救急救命講習(心肺蘇生法、AED使用訓練)
- ③避難所運営イメージトレーニング

※右記①～③の全てを受講していただきます。



**受講料** 無料

**持ち物** 筆記用具

## ■申告相談日程表

※市役所での相談時間が変更となりましたので、ご注意ください。

地区	対象地区・自治会	期日	申告会場及び相談時間
全地区	市内全域(指定日に申告できない方)	2月16日(木)	市役所税務課 9時～16時
盛里	盛里地区	2月17日(金)	盛里公民館 9時30分～16時
宝	金井・中津森・厚原・平栗・加畑・サントウン平栗	2月20日(月)	宝公民館 9時30分～16時
	下大幡・上大幡・高畑・サントウン宝	2月21日(火)	
禾生	田野倉・大原・田野倉団地	2月22日(水)	禾生地域コミュニティセンター 9時30分～16時
	四日市場・月見ヶ丘・富士見台・井倉・九鬼団地 井倉団地・サントウン井倉	2月23日(木)	
	古川渡・小形山・川茂	2月24日(金)	
東桂	十日市場・蒼竜峡団地・上夏狩・下夏狩	2月27日(月)	東桂地域コミュニティセンター 9時30分～16時
	桂町・境	2月28日(火)	
	鹿留(宮下・沖・古渡)	3月1日(水)	
下谷・三吉	下谷1～4丁目・下谷(羽根子を除く)・三吉地区	3月2日(木)	いきいきプラザ都留 2階機能訓練室 9時30分～16時
開地・川棚	開地地区・川棚・旭ヶ丘	3月3日(金)	市役所税務課 9時～16時
田原・上谷	田原1～4丁目・上谷	3月6日(月)	
上谷	上谷1～6丁目	3月7日(火)	
中央・つる	中央1～4丁目・つる1～2丁目	3月8日(水)	
つる・羽根子	つる3～5丁目・羽根子	3月9日(木)	
全地区	市内全域(指定日に申告をしていない方)	3月10日(金)	
		3月13日(月)	
		3月14日(火)	
		3月15日(水)	

※確定申告期間中は土曜日・日曜日を除き、9時～16時まで(12時～13時を除く)市役所税務課で相談を受け付けます。地区指定日にご都合のつかない方はご利用ください。

**申告書作成会場の開設日程**  
2月16日(木)～3月31日(金)  
※土、日及び祝日は除きます。  
会場 大月税務署3階  
受付 8時30分～  
(提出は17時まで)

### 税務署からのお知らせ

**寄附金控除について**  
国や地方公共団体、特定公益増進法人などに対し「特定寄附金」を支出した場合、寄附金の受領書を添付して、所得税の確定申告を行うことで控除が適用されます。  
また、以下の寄附金は個人住民税の寄附金税額控除の対象となります。(申告が必要です。)  
① 都道府県・市区町村に対する寄附金(※ふるさと納税)  
② 住所地の都道府県共同募金会・日本赤十字社支部に対する寄附金  
③ 特定寄附金のうち、都道府県・市区町村が条例で指定する寄附金  
※①の寄附金(ふるさと納税)については、「寄附金税額控除に係る特例申請書(ワンストップ特例申請書)提出済みで、特例に該当する場合は申告不要です。(医療費控除などのために申告をする場合は、特例申請書を提出していても、寄附金控除の内容を申告書に記載しなければ寄附金控除の適用を受けられませんのでご注意ください。)

**振替日**  
所得税及び復興特別所得税：4月20日(木)  
消費税及び地方消費税：4月25日(火)  
※振替日にご指定の預貯金口座から納税額を引き落とします。事前に預貯金口座の残高をご確認ください。

**納税は振替納税で**  
所得税及び復興特別所得税、個人事業者の消費税及び地方消費税の納税には、振替納税が大変便利です。納税をうっかり忘れることなく、振替日にご指定いただいた預貯金口座からの引き落としにより自動的に納付ができます。  
・金融機関や税務署の窓口まで現金を持ち歩く必要がなく安全です。  
・一度手続をすれば継続して利用できます。(転居等により所轄の税務署が変更となった場合には新たに手続きが必要です。)  
振替納税を希望する場合には、申告書の提出期限までに、税務署へ「預貯金口座振替依頼書」を提出してください。

**納税について**  
申告書の提出後に、納付書の送付や納税通知等による納付のお知らせはありません。申告により納付すべき税金は、納付期限(＝申告期限)までに納付書により、最寄りの金融機関の窓口もしくは税務署窓口で納税をお願いいたします。  
※納付書は、税務署及び金融機関にご用意してあります。なお、金融機関に納付書がない場合には、所轄税務署にご連絡ください。

## Clip! 所得税・住民税の申告期間は、2/16(木)～3/15(水)です!

問合せ：税務課  
大月税務署 ☎(22)3151

申告相談会は大変混雑します。待ち時間短縮のため、事業・不動産・農業所得にかかる収支内訳書や、医療費控除の領収書等の集計表・明細書等は、事前にご自分で作成のうえ、ご持参ください。  
※青色申告や総合譲渡、土地や株の売買などの分離課税に係る申告については、お受けできませんので、お早めに大月税務署へご相談ください。

確定申告が必要な方	持ち物
①平成28年中に所得がある方 ・事業・不動産・農業所得、譲渡所得のある方 ・給与所得者で給与の他に20万円を超える所得がある方 ・給与収入が2,000万円を超える方 など ②給与、年金、配当、原稿料等の所得者で源泉徴収された税金が過納の方(還付申告) ※大月税務署で申告してください。(②の還付申告については、2月15日以前でも可能です。) なお、青色申告や上記譲渡所得を除く所得申告(確定申告)については、市で行う申告会場での申告相談を受け付けます。	◎印鑑(朱肉を使用するもの) ◎平成28年中の収入と必要経費のわかるもの ・給与や年金の源泉徴収票、報酬などの支払調書 ・事業、不動産、農業所得の収支内訳書や帳簿(前年の申告書の控えもご持参ください。) ・雑所得、一時所得、配当所得、譲渡所得などの所得を算出するための書類(詳細は大月税務署にお問い合わせください。) ◎控除に必要な書類 ・社会保険料(国民年金保険料)控除証明書など、生命保険料、個人年金保険料、地震保険料などの支払証明書 ・医療費控除(年間10万円以上、または所得金額の5%以上の医療費の支払いがある場合)の適用を受ける場合は、医療費の領収書及びその集計表、保険金などで補填された金額がわかるもの ・障害者控除の適用を受ける場合は、障害者手帳、療育手帳または障害者控除対象者認定証 ・勤労学生控除の適用を受ける場合は、学生証 ・寄附金控除の適用を受ける場合は、寄附金の受領書など ・住宅ローン控除の適用を受ける場合は、その必要書類(詳細は税務署にお問い合わせください。)なお、給与所得者は2年目以降、年末調整で控除を適用できます。

住民税申告が必要な方
◎収入があったが、上記①、②の所得税申告者に該当しない方 ◎平成28年中に収入がなく、どなたの扶養にもなっていない方(扶養者が市外にお住まいの方は、申告してください。)

申告が不要な方
◎勤務先から市役所へ年末調整した給与支払報告書の提出があり、他に収入がない方(勤め先が1カ所である場合に限りです。) ◎公的年金等の収入金額が400万円以下で、市に公的年金等支払報告書の提出があり、他に収入がない方(国外の年金を受給されている場合を除きます。) ※申告で各種控除を適用することで、源泉徴収された所得税が還付される場合があります。また、この場合は個人住民税も控除適用後で計算されます。 ◎市内にお住まいの方の税法上の被扶養者になっている方

- 収入がない方、収入が障害者年金または遺族年金のみの方、市外にお住まいの方の税法上の被扶養者の方は申告が必要です。(この場合は、電話にて申告を受け付けます。)
- 国民健康保険や後期高齢者医療制度保険の加入者は、申告がない場合、軽減措置(税負担を軽くする制度)を受けることができません。また、介護保険も同様となりますので、必ず申告をしてください。
- 年金・福祉・公営住宅・教育などの申請のために、申告が必要になる場合があります。

### ◆医療費控除の領収書の集計方法と明細書の作成例

医療を受けた方	続柄	病院・薬局などの名称	医療費	左記のうち、生命保険や社会保険で補てんされる金額
都留 太郎	本人	〇〇病院	26,350円	
		☆☆クリニック	65,500円	23,000円
		△△薬局	52,600円	
		交通費(420円×2(往復)×15日)	12,600円	
都留 花子	妻	〇〇病院	5,800円	
		△△薬局	13,400円	
合計			176,250円	23,000円

※未集計の場合は、相談に応じかねます。事前のご準備をお願いします。

**医療費控除の申告をする方**  
事前に、医療を受けた方ごと、医療機関ごとに領収書を集計し、明細書を作成して領収書と一緒に持ちください。(左表参照)  
※交通費は、バス・電車などの公共交通機関を利用した際の支払金額が対象です。  
※かぜ薬の購入費は対象となりませんが、ビタミン剤などは対象となります。  
※人間ドックなど健康診断の費用は原則、対象となりません。  
※インフルエンザ・肺炎などの予防接種の費用は対象となりません。

## Clip!

### 第19回都留市男女共同参画推進フェスティバル

問合せ先：地域環境課  
地域振興担当

※当日は都留文科大吹奏楽部による演奏でオープニングセレモニーを迎えます！

・自治会の組織運営に課題を感じている  
・地域活動を盛り上げ、より良いものにした  
・地域の行事に少しでも参加してみたい

**こんな思いをお持ちの方はぜひご来場ください！**

**日 時** 2月18日(土)  
13時30分～16時(受付13時～)

**場 所** ぴゅあ富士大研修室  
※入場無料・申込不要

**講演内容** 『魅力ある自治会づくり』  
地域活動で求められる新たな視点と実践力  
※託児を希望される方は3日前までにぴゅあ富士まで電話でご連絡ください。  
ぴゅあ富士 ☎(45)1666

## Clip!

### 介護保険に関する調査にご協力をお願いします！

問合せ先：長寿介護課 介護保険担当  
☎(46)5118



**調査方法** 郵送によるアンケート

**郵送時期** 2月初旬

**調査対象**  
介護予防・日常生活圏域ニーズ調査  
65歳以上の方で、要介護認定を受けていない方や要支援認定(要支援1・2)を受けている方の中から無作為に抽出した 1,000人

**在宅介護実態調査**  
在宅で生活しながら要介護(要支援)認定を受けている方の中から無作為に抽出した 700人

**介護予防・日常生活圏域ニーズ調査、在宅介護実態調査にご協力をお願いします！**

本市では、平成30～32年度を計画期間とする第7期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定に向けて、高齢者の皆さんの実態調査を行います。2月初旬に調査票を郵送しますので、調査票が届きましたらご協力をお願いします。

## Clip!

### 介護者交流会を開催します

申込・問合せ先：長寿介護課 地域包括支援センター  
☎(46)5114

**内容**  
◆介護のリフレッシュ  
『笑って楽しく(福話術)』  
◆懇談会

**参加費** 無料  
※希望者のみ終了後に昼食会を行います。(12時～13時30分)  
食事代は自己負担600円

**申込期日** 2月28日(火)

**日 時** 3月7日(火)10時～12時

**場 所** いきいきプラザ都留2階  
機能訓練室

**対象者** 現在介護を行っている人(介護認定の有無にかかわらず)、介護経験者、介護従事者及びボランティア



介護をしている家族などの皆さまが、お互いに悩みを相談したり、情報交換、リフレッシュする場として『介護者交流会』を開催いたします。どうぞお気軽にご参加ください。

## Clip!

### 大月税務署からのお知らせ

問合せ先：税務課  
大月税務署 ☎(22)3151

**申告書にはマイナンバーの記載が必要ですよ！**

平成28年分から所得税及び復興特別所得税・消費税及び地方消費税・贈与税の申告書には、『マイナンバー(個人番号)の記載』と『本人確認書類の提示または写しの添付』が必要です。

市で所得税の申告を受け付ける際の『本人確認書類』につきましては、両面のコピーをしてきてください。

**申告書にはマイナンバーの記載が必要ですよ！**

平成28年分から所得税及び復興特別所得税・消費税及び地方消費税・贈与税の申告書には、『マイナンバー(個人番号)の記載』と『本人確認書類の提示または写しの添付』が必要です。

市で所得税の申告を受け付ける際の『本人確認書類』につきましては、両面のコピーをしてきてください。

**代理による提出の場合**

①委任状(原本)の提出(法定代理人の場合は戸籍謄本、その他の資格を証明する書類)  
②委任者の個人番号を確認できる書類の原本または写しの提示  
③代理人の身元確認書類の提示(必要です)

**税理士による年金受給者及び給与所得者に対する無料相談のお知らせ**

**日 時** 2月21日(火)  
10時～12時、13時～16時

**会 場** 富士吉田市民会館3階  
対象者  
・公的年金等受給者で所得税及び復興特別所得税の確定申告書を出す方  
・年金受給者及び給与所得者で医療費控除の還付申告書を出す方  
・小規模事業者(前年の所得金額が300万円以下)の方  
※土地、建物及び株式などの譲渡所得のある場合は、ご遠慮ください。

**★マイナンバーカード(個人番号カード)をお持ちの方**  
マイナンバーカードだけで、本人確認(番号確認と身元確認)が可能です。ご自宅等からe-Taxで送信すれば、本人確認書類の提示または写しの提出は不要です。

**★マイナンバーカード(個人番号カード)をお持ちでない方は**

番号確認書類	身元確認書類
《本人のマイナンバーを確認できる書類》 ●通知カード ●住民票の写しまたは住民票記載事項証明書(マイナンバーの記載があるものに限り)などのうちいずれか1つ	《記載したマイナンバーの持ち主であることを確認できる書類》 ●運転免許証 ●身体障害者手帳 ●公的医療保険の被保険者証などのうちいずれか1つ

国税に関するマイナンバー制度の最新情報は、国税庁HPで確認できます。  
<http://www.nta.go.jp/mynumberinfo/index.htm>

## Clip!

### マイナンバー(個人番号)の確認方法

問合せ先：市民課  
市民窓口担当

平成28年1月から社会保障・税・災害対策の行政手続きにおいてマイナンバーの利用が順次開始され、税の申告手続きなどの際にマイナンバーの記載が必要になりました。

マイナンバーは通知カードの表面に記載されていますが、通知カードの紛失など、自分のマイナンバーがわからなくなってしまう方は、次の方法で確認することができます。詳しい申請方法などはお問合せください。

**①マイナンバー記載の住民票の写しを申請**

本人または同一世帯員の方のみ、マイナンバーを記載した住民票の写しを取得することができます。(1通300円、免許証などの本人確認書類が必要)

本人または同一世帯員以外の代理人が、委任状でマイナンバーを記載した住民票の写しを申請する場合には窓口での交付はできません。住民票の写しは委任した本人へ郵送させていただきます。

**②マイナンバーカードを申請**

マイナンバーカードは公的な本人確認書類として利用できる顔写真・ICチップ付きのカードです。申請書を郵送などで地方公共団体情報システム機構へ提出し、申請から約1カ月で市から交付通知書が送付され、本人

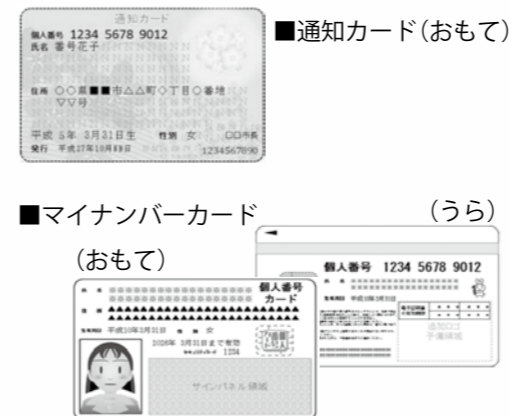
が市役所へ来庁の上、受け取ることでできます。初回交付手数料は無料です。

※マイナンバーカードの紛失、再交付の手続きなどについてはお問い合わせください。

**③通知カードの再発行を申請**

※本人以外の方が申請する場合には委任状、委任者の本人確認書類などが必要になります。

※通知カード紛失の際は紛失届をしていただけます。紛失届は本人または同一世帯員の方にお届けいただくことができます。またあらかじめ警察への届出が必要になる場合があります。





### ファミリー・サポート・センター

ファミサポ交流会

『親子で一緒に遊ぼう。』

**日時** 2月24日(金)10時30分～11時30分  
**場所** まちづくり交流センター1階和室  
**対象** 未就学児の親子  
**内容** 簡単なおもちゃを作り、リズム遊びをします。  
**参加費** 無料  
**定員** 20組  
**申込・問合先** ファミリー・サポート・センター ☎(43)1330

### よみきかせボランティア

「ひびきの会」の読み聞かせ

今月はお休みです。次回は3月11日(土)こぐまクラブの

「こぐまのちいさなおはなし会」

**日時** 2月17日(金)10時30分  
**場所** 市立図書館おはなしコーナー

**内容** 乳児から未就園児の親子を対象に読み聞かせや手遊びをします。

### こぶたの会の「ワクワク」おはなし会

**日時** 2月26日(日)10時30分  
**場所** まちづくり交流センター  
**内容** 全国訪問おはなし隊がやってくる。13ページをご覧ください。

### お外で遊ぶ親子の会「はねこっこ」

どんな天気の日でも、各地からきた親子が集まり外で遊んでいます。自然の中で何をすればいいかわからない方、語り合える仲間が欲しい方、妊婦さん、一緒に歩きましょう！

**活動日** 毎週木曜日  
**時間** 9時40分～昼食過ぎまで

**場所** 羽根子地区  
**問合先** 梅崎奈津子  
 ☎070(5364)5835  
 Eメール hanekokko.tsuru@gmail.com

### 親子で遊ぼう！「宝の山プレーパーク」

毎週水曜 10時～14時(出入り自由)  
 1日、8日、15日、22日、3月1日  
 森で自由にのびのび遊ぼう。森で過ごしたい大人も大歓迎！  
 雨でも雪でも開催します。

### ①森のおよこじかん 毎月第1水曜日

3月1日(水)10時30分～13時  
 「ベリとぐらのホットケーキ」  
 焚き火にフライパンでホットケーキを焼きます。ふわふわのホットケーキが

できるよ。

**参加費** 一家族200円

### ②森さんぽ 毎月第3水曜日

2月15日(水)10時30分～11時30分  
 移り変わる自然を感じたり、生き物のはかなさを感じたり、子どもの成長を感じたり。森と人をつなぐ『ばんちよ』が案内してくれます。

### 各開催共通事項

**参加費** 無料  
**申込** 不要(小学生以下は保護者同伴)  
**持ち物** 汚れてもいい服装、軍手、飲み物、お昼の主食、みそ汁の具、お味噌、マイ食器、着替え、スノーウエアなど必要なもの

**場所** 宝の山ふれあいの里ネイチャーセンター  
 ※当日お手伝いしてくれるスタッフも募集しています  
**問合先** 宝の山プレーパーク岩田  
 ☎090(2682)4965

### 親子のえがお研究クラブ(にこ研)

**にこ研♡パパへ手作りバレンタイン講座**  
**日時** 2月13日(月)10時～11時30分  
 (9時45分受付開始・時間厳守)

**場所** いきいきプラザ2階調理室  
**対象** 未就園児の親子  
**参加費** 無料

**内容** 今年のプレゼントはこれで決まり！「簡単手作りカップケーキのつくり方」を学んで大事な人のために作りましょう。おうちコープさんが食品提供、指導してくれます。

**持ち物** エプロン、三角巾

**託児** 応相談(託児希望か調理参加希望どちらかをお知らせ下さい。)  
**定員** 10組(定員になり次第締切り)

### 市外・県外からお越しのママたち話そうの会♪ 第5回

**日時** 2月27日(月)10時～11時  
**場所** いきいきプラザ2階機能訓練室  
**対象** 市外・県外から都留市にいらっしやっている、未就園児の親子

**参加費** 無料

**内容** 今一番やりたいこと、都留市のここがびっくり！など、同じように子育てを頑張っているママとお話しましょう。  
**託児** 応相談

**定員** 10組(定員になり次第締切り)  
**ポーセラーツ体験教室**  
**日時** 3月7日(火)10時～11時30分  
**場所** びゅあ富士1階団体連絡室

**対象** 未就園児の親子  
**参加費** 1,000円

**定員** 10組(定員になり次第締切り)  
**内容** 子どもと向き合って頑張っている皆さんにリフレッシュしていただけるよう、食器の絵付けを楽しみます。

**申込・問合先** 親子のえがお研究クラブ  
 谷内 ☎090(2449)9797  
 ホームページ  
<http://www.oyakonoegao.com>

